

●香川県広域水道企業団告示第7号

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成30年香川県広域水道企業団告示第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(公表事項及び公表の方法) 第2条 略			(公表事項及び公表の方法) 第2条 企業長は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、同表の中欄に掲げる公表事項をそれぞれ同表の右欄に掲げる場所において閲覧に供する方法により公表するとともに、当該公表事項をインターネットの利用により公表するものとする。		
公共工事又は委託業務	公表事項	閲覧場所	公共工事又は委託業務	公表事項	閲覧場所
略			略		
入札による委託業務	<u>建設コンサルタント等業務に係る発注見通し</u>	<u>財産契約課</u>	入札による委託業務	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称	略
	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称	略			
	略				
略			略		

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。